

令和6年度笠間市保育士就労支援補助金

笠間市内の私立認可保育所等に保育士または看護師として正規雇用された方へ、2年以上継続して勤務することを条件に就労支援補助金として、一時金20万円を支給します。

対象施設

笠間市内の私立認可保育所、
認定こども園、小規模保育事業所

補助金額

一時金20万円

申請方法

就労開始日から6ヶ月経過後、補助金交付申請書（様式第1号）及び次の書類を申込期限までに、対象施設を経由してご提出ください。

- ① 任用通知書、雇用通知書等の写し
- ② 保育士登録証、幼稚園教諭普通免許状、看護師免許証、準看護師免許証の写し
- ③ 履歴書

申込期限

令和6年10月31日（木）

※令和6年5月以降に雇用された場合は
こども福祉課までお問合せください。

対象者

令和6年4月1日以降に、対象施設に正規雇用された保育士又は看護師で、次の全ての要件を満たす方が対象となります。

- ① 市内に住所を有すること。
- ② 対象施設に就職した日から過去1年以内に、市内の保育所、認定こども園、幼稚園及び認可外保育施設において、保育士又は看護師として勤務したことがないこと。
- ③ 1週間当たりの勤務時間が30時間以上であること。
- ④ 対象施設に就職し、同一施設に2年以上継続して勤務することが見込まれること。
- ⑤ 市税に未納が無いこと。



申込・問合せ先

【所在地】

〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号

【担当課】

笠間市こども部 こども福祉課
（笠間市役所 本所1階）

【電話番号】

0296-77-1101（内線162）

笠間市で保育士として働く方を応援します！

